

2023年5月25日一部改訂

2016年3月16日一部改訂

2016年2月16日

「新宿キャンパス・研究機器共同利用ネットワーク」

本ネットワークは、学部学生、大学院生、スタッフのための新宿キャンパス内の研究機器の有効活用を目的としており、教室間および研究者間の相互の信頼関係と善意のもとで成立するものである。また、学内の若手研究者の相互の交流を深め、自由闊達な研究環境の中での共同研究の活性化も意図している。

【運用内規】

- 本ネットワークの管理は基礎教授懇談会の世話人が行う。
- 共同使用可能な研究機器一覧表は毎年4月に更新し、ネット上で学内公開する。（あくまで共同利用が可能な機器とする。）
- 機器の使用にあたっては、希望者はそれぞれの「担当者」（一覧表内）への電話連絡にて日程調整を行う。「担当者」は、担当者本人の研究活動ならびに所属する教室（研究室）の研究活動に支障のない範囲でこれを受けるものとする。（また、共同申請で設置された研究機器の場合には、共同申請を行った教室の使用を優先する。）
- 原則的に使用希望者「本人」が機器を操作するもので、「担当者」への「実験・測定依頼」ではない。（実験・測定依頼の場合は、別途、研究者間あるいは所属長・研究責任者間で協議を行うものとする。）
- 「担当者」の貢献を適切に評価し、論文作成の際には「謝辞」に記載するか、貢献度が極めて高い場合には「共著者」に加えることも考慮する。（この場合、「担当者」の所属する所属長、研究責任者、スーパーバイザー等を考慮する必要はない。）
- 「担当者」は共同使用機器ごとに簡便な「使用記録台帳」（①日付、②氏名、③所属、④使用時間、⑤使用前・後の機器不具合の有無を記載）を作成し、これを保管する。機器利用者は機器の使用毎にこれを記載する。
- その他、利用者は研究機器の設置してある各研究室の「取り決め」（内規）に従って作業を行う。（「担当者」は各研究室の内規についても、利用者に十分に説明する。）

●共同利用頻度の高い研究機器（使用記録台帳記録）に関しては、研究機器の「更新申請」の際には優先する。

●共同使用に伴い派生する消耗費，維持費，修理費等は，当面，研究機器を管理・所有する教室・研究室が負担することとし，負担額が大きい場合には適宜，所属長あるいは研究責任者間で協議を行って運営する。